

週刊 タバコの正体

日本にはタバコに関する二つの法律があります。厚生労働省が管轄する「健康増進法」と財務省が管轄する「たばこ事業法」です。

健康増進法 (2002年8月公布 2018年改正)

第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的とする。

第25条～42条 受動喫煙防止



多くの施設において原則
屋内禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ
立入禁止に



屋内での喫煙は
喫煙室の設置が
必要に



喫煙室には
標識掲示が
義務付けに

厚生労働省

健康増進法は、文字通り国民保健の向上をめざすために、受動喫煙防止に関する措置を掲げているのに対し、たばこ事業法は、国民の健康には触れず、たばこ産業の発展と財政収入の安定を目的にしており、そのために政府が日本たばこ産業(株)(JT)の株式を保有することになっています。

タバコの有害性に触れず財政収入の安定的確保が目的の「たばこ事業法」は、君たちが生きるこれからの社会にどんな影響を与えるか、ぜひ考えてみて下さい。

産業デザイン科 奥田 恭久

財務省

たばこ事業法 第1条 (1984年8月公布)

この法律は、たばこ専売制度の廃止に伴い、製造たばこに係る租税が財政収入において占める地位等にかんがみ、製造たばこの原料用としての国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造たばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を行うことにより、我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

日本たばこ産業株式会社法 (1984年8月公布)

第1条 日本たばこ産業株式会社は、たばこ事業法第1条に規定する目的を達成するため、製造たばこの製造、販売及び輸入に関する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

第2条 政府は、常時、日本たばこ産業株式会社の発行済株式の総数の二分の一以上にあたる株式を保有しなければならない。